

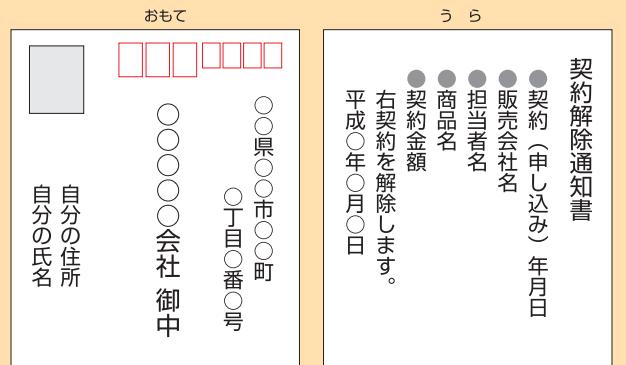
クーリング・オフ制度とは

自宅訪問販売、催眠商法、電話勧誘販売
などで契約した場合

契約書面を受け取った日から
8日以内であれば、無条件に解約できます
※いわゆるマルチ商法、内職商法は20日間です。

注意

- ハガキの両面のコピーをとっておきましょう。
- 特定記録郵便など送付した証拠を残しておいてください。
- クレジット契約がある場合は、クレジット会社にも同様にハガキで通知します。



☞ 契約から8日間過ぎていても、契約書類に不備がある時や勧説の方法に問題がある時などは、解約できる場合があります。詳しくは最寄りの消費生活センター（消費生活相談窓口）にご相談ください。

クーリング・オフできない場合

- 自発的に店舗に出向いて契約した場合。
- 通信販売（ただし、特約により返品できる場合があります）。
- など、クーリング・オフできない場合もあります。

注

平成20年6月11日に「特定商取引に関する法律」及び「割賦販売法」の一部が改正されました。制度の詳細については、消費生活センター（消費生活相談窓口）へご相談ください。

●高齢者のご家族やまわりの方々へ

悪質業者は高齢者に笑顔で近づいて巧みな話術で高額な契約（買物）をさせ、老後の大事な資金を奪い取ります。中には、被害に気づかない高齢者も多く、身近にいる方の気づきが大切です。まわりの方々による見守りを強化して高齢者の被害を未然に防ぎましょう。

●困った時はご相談を……

お住まいの地域の消費生活センターは、国民生活センターのホームページでもご確認いただけます。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

悪質業者の視点

消費者トラブルにあわないために

